

# 茨城県公立小中学校事務職員研究会会則

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 （名 称）

本会は、茨城県公立小中学校事務職員研究会と称する。

### 第 2 条 （本 部）

本会の本部は、会長の所在校に置く。

### 第 3 条 （目 的）

本会は、会員相互の連携の下に、学校事務を研究し、会員の資質の向上を図り、以て学校教育の発展に資することを目的とする。

なお、本会は関東地区公立小中学校事務職員研究協議会並びに全国公立小中学校事務職員研究会と連絡提携を一にする。

### 第 4 条 （事 業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 学校事務に関する研究
2. 会員の資質の向上に関する事業
3. その他本会の目的達成に必要な事業

## 第 2 章 組 織

### 第 5 条 （会 員）

本会の会員は、茨城県公立小・中・義務教育学校・特別支援学校に勤務する事務職員とする。

### 第 6 条 （地区研究会）

本会は、各市町村研究会と連絡提携を図り、その連合体としての組織を有する。

### 第 7 条 （事務局）

本会は、会長の下に事務局を置き、事務局長・事務局次長・幹事・会計を配置する。事務局は、事務局長の所在校に置く。

## 第 3 章 役員・監査及び顧問

### 第 8 条 （役 員）

本会に次の役員を置き、会の執行を行う。

- |             |          |
|-------------|----------|
| (1) 会 長     | 1 名      |
| (2) 副 会 長   | 若干名      |
| (3) 専 門 部 長 | 各専門部 1 名 |
| (4) 事 務 局 長 | 1 名      |
| (5) 事務局次長   | 若干名      |
| (6) 幹 事     | 若干名      |
| (7) 会 計     | 2 名      |

#### 第 9 条 （役員の選出）

役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長は、評議員会が推薦し、総会において選出する。
- (2) 事務局長・事務局次長・幹事・会計・専門部長は、会員の中から会長が委嘱し、総会において、報告する。

#### 第 10 条 （監 査）

本会に監査 2 名を置く。

2. 監査は、評議員会が推薦し、総会において選出する。
3. 監査は、他の役員を兼ねることができない。

#### 第 11 条 （任 務）

役員・監査の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。
- (3) 専門部長は、部会を主宰し、運営する。
- (4) 事務局長は、本会の会務を掌理する。
- (5) 事務局次長は、事務局長を補佐する。また、局内業務を掌理する。
- (6) 幹事は、局内業務を分掌する。
- (7) 会計は、本会の会計をつかさどる。
- (8) 監査は、本会の会計を監査し、その結果を総会において報告する。

#### 第 12 条 （任 期）

役員・監査の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

補充された役員の任期は、前任者の残りの期間とする。

#### 第 13 条 （顧 問）

本会に顧問を置くことが出来る。顧問は、会長が委嘱し、総会において報告する。

顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べる。

### 第 4 章 評 議 員

#### 第 14 条 （評 議 員）

本会に評議員を置く。

2. 評議員は、別表各地区内の会員を代表し、会則第 19 条第 5 項の事項を審議し、会運営の適正化を図る。
3. 評議員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第 5 章 全事研派遣理事

#### 第 15 条 （全事研派遣理事）

本会に全国公立学校小中学校事務職員研究会に派遣する理事を置くことができる。

2. 全事研派遣理事は、会員の中から会長が推薦し、評議員会の承認を得る。
3. 全事研派遣理事は、本会を代表して本部理事の業務に当たる。
4. 全事研派遣理事は、原則、他の役員を兼ねることができない。
5. 全事研派遣理事の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第 6 章 機 関

### 第16条 (機 関)

本会に次の機関を置き、会長が招集する。

- (1) 総 会
- (2) 役 員 会
- (3) 評 議 員 会
- (4) 事 務 局 会
- (5) 専 門 部
- (6) 特別委員会

### 第17条 (総 会)

総会は、本会の最高決議機関であり、毎年1回開催する。ただし、必要あるときは、評議員会の議決を経て、臨時に開くことができる。

2. 総会は、会員を以て構成し、過半数の出席を以て成立する。
3. 議決は、出席者の過半数の同意を以て可決する。
4. 総会は、次の事項を審議決定する。
  - (1) 会則の改正
  - (2) 事業計画の審議及び事業報告の承認
  - (3) 予算の審議及び決算報告の承認
  - (4) 会長・副会長・監査の選出
  - (5) その他本会の運営に関する事項

### 第18条 (役 員 会)

本会に、執行機関として、会長・副会長・専門部長・事務局長・事務局次長・幹事・会計及び会長が必要に応じて指名した者を以て構成した役員会を置き、会長が招集する。

2. 役員会は、次の事項を審議する。
  - (1) 総会決議事項の細部決定に関する事項
  - (2) 緊急事項の審議決定に関する事項
  - (3) その他本会運営に関する事項

### 第19条 (評議員会)

評議員会は、総会に次ぐ決議機関であり、次の総会までの間これに変わる。

2. 評議員会の開催は、会長が必要と認めたとき、または評議員の要求があったときに開催する。
3. 評議員会は、会長・副会長・評議員・事務局長・事務局次長を以て構成する。
4. 議決は、出席者の過半数の同意を以て可決する。
5. 評議員会は、次の事項を審議する。
  - (1) 総会提出議案
  - (2) 会長・副会長・監査の推薦及び第15条第2項に基づく全事研派遣理事の承認
  - (3) その他本会目的達成のために必要な事項
6. 評議員長は、評議員の中から互選する。

### 第20条 (事務局会)

本会に、会務の執行機関として、担当副会長・事務局長・事務局次長・幹事を以て構成した事務局会を置き、必要に応じて会長が招集する。

2. 事務局会は、次の事項を審議する。
  - (1) 役員会決議事項の細部決定に関する事項
  - (2) 研修会等に関する事項
  - (3) その他本会運営に関する事項

## 第21条（専門部）

専門的事項の継続研究推進のために、次の専門部を置き、本会の目的達成のための必要な事業を行う。

- (1) 研修部 研究大会の推進・研修会の実施・地域研修の推進
  - (2) 研究部 学校事務に関する研究の推進
  - (3) 調査部 調査及び統計の企画・実施
  - (4) 広報部 広報活動の推進
2. 部員は、別表各地区の会員の中から、若干名会長が委嘱する。  
（専門部長が、各地区割り当ての部員を兼ねることができる）  
ただし、研究部については役員会で若干名選出し、会長が委嘱する。
  3. 部員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。  
ただし、研究部員の任期は目的達成をもって終了する。

## 第22条（特別委員会）

本会に、特別委員会を置くことができる。

特別委員会は、役員会で決し、本会の目的達成のため会長が諮問する研究活動を行う。

2. 委員は、会員の中から、若干名会長が委嘱する。
3. 委員長は、委員の中から互選する。
4. 委員の任期は、目的達成をもって終了する。

# 第7章 会 計

## 第23条（予算）

本会の経費は、会費及びその他の収入を以てあてる。会費は、年額3,000円とする。  
ただし、必要が生じた場合には、評議員会の承認を得て、臨時に徴収することができる。

## 第24条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第25条（会計監査）

本会の会計監査は、監査により毎年1回以上行うものとする。

# 第8章 慶 弔

## 第26条（慶弔）

本会と、本会会員に関する慶弔については、運営細則で定める。

# 第9章 雑 則

## 第27条（細則）

本会運営のため、必要な事項は、本会則の定める範囲で細則を定めることができる。

## 第28条

前条に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が評議員会に諮って定める。

# 付 則

第1項 この会則は昭和56年11月 5日より施行する。

昭和56年11月 5日規約制定

昭和61年 5月17日改正  
昭和63年 4月 1日 "  
平成 2年 6月23日 "  
平成 8年 6月 1日 "  
平成11年 5月19日 "  
平成13年 6月 4日 "  
平成17年 1月 6日 " 平成17年4月1日施行  
平成18年 5月11日 "  
平成28年 6月 3日 "  
令和 2年 6月10日 "  
令和 4年 7月 1日 "  
令和 5年 5月23日 "  
令和 6年 5月23日 "

## 運 営 細 則

### 第1条

会則第26条に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

### 第2条（全事研、関事協関係）

- 1) 全国公立小中学校事務職員研究会評議員、関東地区公立小中学校事務職員研究協議会幹事及び評議員は、役員の中から互選する。
- 2) 全国公立小中学校事務職員研究会費及び関東地区公立小中学校事務職員研究協議会負担金は、会費より支出する。

### 第3条（会 計）

- 1) 会則第4条に定める事業を行うための支出は、予算に基づかなければならない。
- 2) 総会において承認された予算について、補正を要する事態が生じたときは、評議員会の同意で補正予算を決定することができる。
- 3) 前項の補正が行われたときは、補正された予算を会員に報告しなければならない。

### 第4条（慶弔に関する規定）

- 1) 会員が死亡したとき、香典10,000円をおくり弔意を表す。
- 2) その他、慶弔に関する必要が生じたときは、その都度、役員会で決定し、評議員会に報告する。

### 第5条（旅費に関する規定）

- 1) 本会用務のための旅行については、会費より旅費を支給する。
- 2) 支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

### 第6条

この細則の改正及び定めのない事項については、評議員会の決議による。

#### 付 則

### 第1項

この細則は、平成17年 4月 1日より施行する。  
平成18年 5月11日改正

# 茨城県公立小中学校事務職員研究会旅費支給に関する基準

第1条（旅費の支給）運営細則第5条に関する旅費については次のとおりとする。

- 1) 機関会議
  - (1) 評議員会
  - (2) 専門部会
  - (3) 特別委員会
  - (4) 役員会
  - (5) 事務局会
- 2) 全事研に関する会議
  - (1) 総会
  - (2) 評議員会
  - (3) 理事会
- 3) 関事協に関する会議
  - (1) 幹事会
  - (2) 評議員会
- 4) その他
  - (1) 本会総会・研究大会・研修会に関する来賓・講師
  - (2) 本会に関する用務

第2条（支給額）第1条第1項で規定した旅費の支給額は次のとおりとする。

- 1) 機関会議
  - (交通機関利用の場合)  
交通機関の実費を基本とする。
  - (自家用車等・交通用具利用の場合)  
勤務校から会議開催会場までの往復実測距離1キロ当たり20円を乗じた額  
(1キロ未満切り上げ)
- 2) 全事研に関する会議  
全事研から支給された旅費に対する補助とし、支給額は役員会でその都度協議する。
- 3) 関事協に関する会議  
支給額は役員会でその都度協議する。
- 4) その他  
支給額は役員会でその都度協議する。

平成30年5月8日改正  
令和4年3月3日改正  
令和6年5月23日改正